

税

などの納付について

税に関するお問い合わせは 税務住民課税務グループ ☎ 2513

納付書をお送りします

平成 30 年度分の町税や後期高齢者医療保険料の納税（納入）通知書を、それぞれ最初の納期の月に送付します。町税や保険料は、納期限内に納付してください。事情により期限内の納付が難しい方は、相談に応じますのでお早めにご連絡ください。

▼審査請求

納税（納入）通知書をご覧になり、納得できないなど感じた際は、納税（納入）通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に町（後期高齢者医療保険料にあっては北海道）に対して審査請求することができます。

町道民税

町道民税（いわゆる「住民税」）は、その年の 1 月 1 日現在の居住地で課税されます。

この税は所得割と均等割から成り立っており、一定の所得がある方に対して課税されます。例えば、前年中に退職された方でも、前年の所得（退職手当に類する分は除く。）に対して課税されます。

納税通知書 給料から特別徴収（天引き）される方は 5 月上旬に会社を経由して、普通徴収（納付書または口座振替で納める方法）の方は 6 月上旬に送付します。

町道民税の年金からの特別徴収について

年金からの特別徴収（天引き）の対象となる方は、4 月 1 日現在で 65 歳以上の公的年金を受給している方です。

ただし、介護保険料が年金から特別徴収されていない方など、一定の要件を満たさなければ対象になりません。年金以外の所得に対しても

課税される方の場合、年金からの特別徴収と平行して、普通徴収または給料からの特別徴収で納めていただくことがあります。

対象となる方には、7 月中旬に決定通知書を送付します。

国民健康保険税 税率が変更になります

国民健康保険税は、同一の世帯に属する方の分をまとめて世帯主の方に課税されます。今年度から、次の二点について課税の仕組みが変わります。

※詳細についてはお尋ねください。

① 税率が変更になります。
（10 頁別表を参照願います。）

② 加入者や世帯主の所得が一定の基準を下回る場合の減額措置が昨年に引き続きさらに拡大されます。

納税通知書 普通徴収の方は 6 月上旬に送付します。

年金からの特別徴収となる方には、7 月中旬に決定通知書を送付します。

なお、申し出により口座振

替に切り替えることができますので、ご希望の方は、事前にご連絡ください。

固定資産税

固定資産税は、1 月 1 日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に対して課税されます。
納税通知書 7 月上旬に送付します。

固定資産の評価替え

固定資産税の対象となる資産のうち、土地・家屋については 3 年に 1 度税額算定の基礎となる評価額を見直す制度が設けられています。（平成 30 年度が、評価替えの年となります。）

評価替えにより決まった評価額については納税通知書に同封する課税明細書でご確認ください。